

社会福祉法人山形県社会福祉事業団
入 札 説 明 書

地域福祉支援センター移転先建物改修工事に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、社会福祉法人山形県社会福祉事業団経理規程及び山形県財務規則の定めによるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部署

〒 990-0057 山形市宮町一丁目3番36号
社会福祉法人山形県社会福祉事業団 事務局 改築営繕室
TEL 023-623-9127

2 入札及び開札の日時並びに場所等

入札等に係る日程は、入札公告記載のとおりとする。

3 入札参加資格関係（施工実績・技術者配置要件等）

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」とは、入札参加資格確認日（条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日）から落札決定日までの期間中いずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 「規則第132条の規定に基づく建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。）第49条第11号イからトまでのいずれにも該当しないこと。」とは、申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても該当しないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (4) 施工実績
 - イ 実績とする工事は、国、県、地方公共団体、公団又は公社等及び社会福祉法人・医療法人が発注した工事とする。
 - ロ 記載する施工実績の件数は1件とする。
 - ハ 工事の施工実績は、平成19年4月以降に工事を受注し、入札参加資格の確認申請日までに完成し、引渡しが完了しているものに限る。また、工事成績評価が通知されている工事にあっては、評定点が65点以上のものに限る。
 - ニ 施工実績については、記載した工事に係る工事実績証明書又は証明できるもの（契約書の写し及び工事概要がわかる仕様書等の写し等）を提出すること。ただし、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、当該工事実績カルテの写しの提出により工事実績証

明書等に代えることができる。

(5) 配置予定技術者

イ 配置を求めている技術者の要件については、入札の公告によるほか、以下によるものとする。

(イ) 入札公告の主任技術者又は監理技術者資格の「これと同等以上の資格を有する」については、次の者をいう。

・国土交通大臣が1級建築施工管理技士と同等以上と認定した者

(ロ) 監理技術者にあつては、建築工事業に係る監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講していること。

(ハ) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ニ) 配置予定技術者の施工経験は、別紙入札公告3(6)(ハ)に加え、工事成績評価が通知されている工事において、評定点が70点未満の工事は認めない。

ロ 配置予定の技術者は原則として変更できないこと。また、本件工事の契約時において、配置予定の技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない、又は契約を解除するものとする。

ハ 配置予定の技術者として、複数の候補技術者を記載することができる。この場合、複数の候補技術者のうち、いずれかが審査により資格がないことが判明した時は、資格のある技術者を配置予定技術者とみなす。

ニ 同一の技術者について、重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、速やかに当該入札手続における落札決定が行われる前までに契約担当者に報告すること。ただし、当該申出をもって、配置予定技術者の変更を認めるものではない。

ホ 配置予定の技術者は、本件工事の契約時から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として専任で配置されていないこと。また、本件工事が建設業法施行令（昭和31年8月政令第273号。以下「建設業法施行令」という。）第27条に該当する工事である場合には、配置予定の技術者は、本件工事の契約時から工事の完成後、検査を完了した日（工期末後に検査を実施する場合は、工期末日）までにおいて、他の全ての工事に主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として配置されていないこと。ただし、本件工事が建設業法施工令第27条に該当する工事で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

・本件工事の配置予定技術者が専任を要しない他の工事に配置されている場合、当該他の工事の工期の末日が本体工事の着手日の前日以前であるとき（この場合、本件工事の配置技術者は着手日からの専属配置とする。）。

・本件工事の配置予定技術者が専任を要する他の工事に配置されている場合、本件工事の契約時から着手日の前日までにおいて、当該他の工事が専任を要しない期間であるとき（当該他の工事の工期の末日が本件工事の着手日の前日以前である場合

に限る。)(この場合、本件工事の配置予定技術者は着手日からの専任配置とする。))。

・本件工事及び他の工事に同一の特例監理技術者を配置するとき。

へ 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる(イ)～(チ)の要件を全て満たさなければならない。

(イ) 監理技術者補佐を専任で配置すること。

(ロ) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ハ) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。なお、特例監理技術者を配置する場合は、他の工事の発注者より承諾をいただき、文書(任意様式)を提出すること。

(ニ) 特例監理技術者が兼務できる工事は、置賜総合支庁本庁舎管内の工事でなければならない。

(ホ) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(ヘ) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(ト) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

(チ) 特例監理技術者を配置する場合、2件の工事現場の間隔が10km程度の近接した工事であること。

ト 本件工事が建設業法施行令第27条に該当する工事である場合、配置される専任の主任技術者、監理技術者(特例監理技術者を含む。)又は監理技術者補佐は申請書を提出する日の前3ヶ月以上の雇用期間があることが必要である(落札決定後に当該事項を満たさないことが判明したときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。))。

4 入札参加資格の確認等

(1) 本件入札の参加希望者は、入札公告の「入札参加者の資格」及び上記3の「入札参加資格」を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、参加資格の有無について契約担当者の確認を受けなければならない。この場合、必要な確認資料のいずれか一つでも添付がない場合、入札参加資格がないものとする。

(2) 提出書類

イ 申請書(様式第1号)

ロ 確認資料

次の資料を提出すること。

- (イ) 施工実績を記載した書面（様式第2号）
- (ロ) 施工実績とする工事に係る以下の書類
 - a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し
記載内容により同種・類似工事の施工実績が確認できない場合（工事請負契約書の写しを添付する場合又はカルテの記載内容により明確に確認できない場合）は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。
 - b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）
- (ハ) 配置予定の技術者の資格等を記載した書面（様式第3号）
配置予定の技術者の「工事経験の概要」における「従事役職」は現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者の職名を記載すること。
配置予定技術者について、監理技術者補佐の配置を予定する場合は、監理技術者補佐については、様式第4号を提出すること。
- (ニ) (ハ)の技術者の国家資格者証又は監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了履歴が確認できる書面（監理技術者講習修了証の写し又は監理技術者資格者証裏面の写し）
監理技術者補佐の配置を予定する場合は、監理技術者補佐の資格を有することを証明できる書類を提出すること。
- (ホ) (ハ)の技術者の経験工事に係る以下の書類
 - a CORINS登録工事における工事カルテ又は工事請負契約書の写し
記載内容により工事の施工実績が確認できない場合（工事の請負契約書の写しを添付する場合又はカルテの記載内容により明確に確認できない場合）は、工事概要等を確認できる仕様書等の写しを添付すること。
 - b 協定書の写し（共同企業体受注工事の場合のみ）
※(ハ)の技術者の経験工事に係る書類と、(ロ)における施行実績とする工事に係る書類が同一の場合は、(ホ)において提出を要しない。
- (ヘ) 総合評定値通知書の写し（申請の提出期限前1年7か月以内であり、かつ直近のものに限る。）
- (ト) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る直近の被保険者標準報酬月額決定通知書又は保険料領収済額通知書若しくは領収証書等の写し
(ヘ)の総合評定値通知書により健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できる場合又は個人事業主でかつ従業員が4人以下等により適用が除外される場合は提出を要しない。
- ハ 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
なお、確認資料として提出する書類は受注者責任において用意すべきものであるため、発注者は、亡失等を理由とする再交付に応じない。
- ニ 提出された申請書及び確認資料は無断で他の目的に使用しない。

- ホ 確認資料を公告で指定された提出場所へ書面により提出（郵送に限る。）すること。持参又はファクシミリによるものは受け付けない。
- ヘ 提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。
- ト 入札参加資格の確認のため、提出された確認資料により判断ができない場合には、必要な確認資料の追加提出を求めることがある。これは、本入札説明書が求めている入札参加資格の確認資料の脱漏による追加提出をいうものではない。

5 設計図書の貸出し

当該工事に係る設計図書について、次により配布を行う。

- (1) 配布する設計図書（CD-R） ※複製不可
 - イ 図面・仕様書
 - ロ 金抜き設計書
 - ハ 積算内訳書（入札時提出用）
- (2) 配布期間
令和4年9月16日（金）から令和4年10月3日（月）まで
- (3) 配布方法
申請書（様式第1号）等必要書類を全て受理した後に、随時郵送にて配布する。
- (4) 返却方法
入札日に、入札会場に持参し返却すること。

6 設計図書等に対する質問

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、令和4年9月16日（金）から令和4年10月5日（水）（当日消印有効）まで本法人事務局改築営繕室へ書類の郵送（ファクシミリによる受け付けも行うが、本書は郵送すること）により提出すること。（持参不可）
- (2) (1)の質問に対する回答は、令和4年10月7日（金）に本法人ホームページに掲載します。

7 共通入札説明事項

- (1) 入札の辞退
入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。
入札を辞退する場合は、辞退する入札の工事名、入札日、辞退する者の名称、入札を辞退する旨を記載した書面（特に様式は定めない。）に代表社印を押印し、5の設計図書（CD-R）を添えて、入札日前日までに本法人事務局改築営繕室あて郵送にて提出するものとする。
なお、入札書提出後は入札を辞退することができない。

(2) 公正な入札の確保

- イ 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしてはならない。
- ロ 入札参加者は、入札に当たって、他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、積算内訳書その他契約担当職員等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ハ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

(3) 入札

- イ 入札書の提出にあつては、入札書を封筒に入れ封かんのうえ、「入札書在中」と朱書きすること。また、入札金額に対応した積算内訳書（入札時提出用：中項目別内訳まで提出）を書類として提出すること。この場合、積算内訳書の表紙には、工事名、社名、代表者名（代理人が入札する場合、代理人名も併記する。）を記載すること。
- ロ 落札決定に当たっては、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の効力

次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- イ 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- ロ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札
- ハ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ニ 記名押印をしていない入札（外国人又は外国法人にあつては、代表者又は代理人本人の署名をもって記名押印に代えることができる。）
- ホ 金額を訂正した入札
- ヘ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- ト 明らかに連合によると認められる入札
- チ 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- リ 積算内訳書のない入札（内容の記載されていない積算内訳書を提出した場合を含む。）
- ヌ 入札価格と提出された積算内訳書の合計金額が一致しない入札。また、提出さ

れた積算内訳書の記載内容等の確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札

ル 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者のした入札

ヲ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

イ 開札後、落札決定を保留し、予定価格と山形県社会福祉事業団最低制限価格取扱要領に基づく最低制限価格の範囲内で、最低の価格の入札者について入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格のあることが確認できた場合は、当該入札者を落札者に決定する。

審査の結果、入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行う。

入札参加資格がないと認められた者については、その結果を通知する。

なお、落札者の決定は、開札日から起算して原則3日以内（休日を除く。）に行う。

ロ 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、事務局長にその理由の詳細説明を求めることができる。

説明要求は、入札参加資格確認結果通知の日から起算して4日以内（休日を除く。）に、担当部局（契約担当）へ書面を持参または書留郵便により提出するものとし、ファクシミリによるものは受け付けない。

事務局長は説明要求があった場合には、説明要求を受理した日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

ハ 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不適正の疑いがあるときは、調査のうえで落札するか否かを決定する。

ニ 落札決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

ホ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かないものは棄権とみなす。

(6) 入札の延期、中止等

イ 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ロ 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。

ハ 適正な入札の執行を期するため必要があるときは、入札前にくじ等により入札参加者を減じたうえで入札を執行することがある。

(7) 異議申立て

イ 入札参加者は、入札後、設計書、入札関係図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) その他

- イ 保証契約に基づいて前払い金を支払う。
- ロ 中間前払金と部分払は選択制とし、契約締結時に落札者が選択を行うものとする。
- ハ 落札者は、契約締結後 1 か月以内及び工事完成時に建設業退職金共済制度に係る掛金収納書を提示すること。
- ニ 入札時刻に遅れた場合は棄権とみなす。
- ホ 現場確認については、申請書の受理後に案内文書を送付する。